

令和元年度後発医薬品使用促進計画

(別添2)

策定年月日 令和元年8月30日

自治体名 (福祉事務所名)	岩見沢市 (岩見沢市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成30年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)												
			77.6%	80.0%	63.4%	16.6%												
<現在の状況> 1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関しての集計)			<対応方針> 被保護者への説明 ○ 被保護者に対し、後発医薬品使用促進のチラシ送付 ○ ケースワーカーの訪問の際に原則服用について説明 関係機関への説明 ○ 当市の使用促進の実績について、関係機関へ説明。 ○ 生活保護制度における原則服用について説明し、協力を得る。															
<table><tr><td></td><td>先発医薬品を調剤した事情</td><td>割合</td></tr><tr><td>1</td><td>・薬局の在庫のため</td><td>82.0%</td></tr><tr><td>2</td><td>・薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・後発医薬品を使用し、不都合が生じたため</td><td>14.4%</td></tr><tr><td>3</td><td>・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため ・特に理由はない(理由を言わない)</td><td>3.6%</td></tr></table> 2. 関係機関への説明の状況 平成27年2月5日(歯科医師会、薬剤師会) 平成27年2月23日(医師会) 平成27年5月14日(生活保護法指定薬局) 平成30年10月5日 使用原則化に係るリーフレットの送付(生活保護法指定医療機関)				先発医薬品を調剤した事情	割合	1	・薬局の在庫のため	82.0%	2	・薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・後発医薬品を使用し、不都合が生じたため	14.4%	3	・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため ・特に理由はない(理由を言わない)	3.6%	薬局における備蓄について 特段なし (備蓄については、医療全体の取組として取り組まれているため) その他 特になし			
	先発医薬品を調剤した事情	割合																
1	・薬局の在庫のため	82.0%																
2	・薬剤師の専門的な知見に基づく判断 ・後発医薬品を使用し、不都合が生じたため	14.4%																
3	・後発医薬品の使用に不安を訴えたため ・単に先発医薬品を従前から使用していることを理由に同意しなかったため ・単に後発医薬品が安価であることを理由に同意しなかったため ・特に理由はない(理由を言わない)	3.6%																
<使用促進が進んでいない原因> ○ 薬局における備蓄の問題がある。			<備考>															